

様式第 16 号（第 19 条関係）

（表）

所属 職名 氏名
立入調査員証 第 号
この者は、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 24 条第 1 項に規定する調査に従事する職員であることを証する。
年 月 日
塩尻市長 印

（裏）

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(抜粋)
(報告及び調査)
第 24 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。